

第1編 序論

第1章
町民憲章

第2章
計画策定の目的

第3章
計画の構成・期間

第4章
計画の役割

第5章
町民と行政の協働による計画策定

第1章 町民憲章

わが町では、昭和46年3月19日に「雄武町民憲章」を制定しました。町民憲章は、いわば、雄武町の主人公である町民一人ひとりの行動規範となるべき「誓い」であり、制定後40年を過ぎても今なお、まちづくりの基本と考えるべきものです。

第5期総合計画後期基本計画の策定・推進にあたっては、この町民憲章との調和に最大限留意していきます。また、すでに策定されている町や国・道の各種計画との整合を図るとともに、今後策定する個別分野計画は、本計画を基調に策定します。

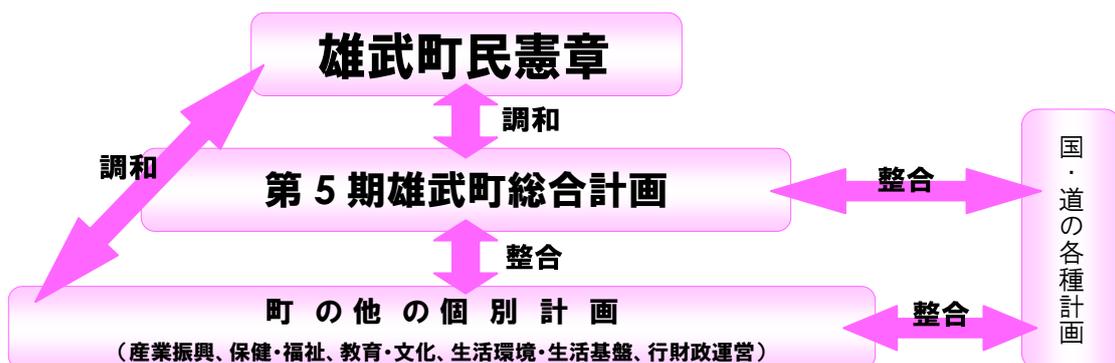
雄武町民憲章

＝ 町民の誓い ＝

雄武町民わたしたちは、オホーツクのきびしい自然を生き、父祖・先人の労苦を感謝しながら、郷土愛にみちた町づくりと、ひとりひとりのしあわせのため、——すこやかに、なごやかに、まめやかに——励まし合い、希望と自信をもって、生きがいある生活につとめ、たしかな未来につながる信条をかかげて、朝夕守りとおすことを誓い合います。

- ◆ 自然を生き 住みよい環境をつくります。
- ◆ きまりを守り 明るい社会をつくります。
- ◆ とともに助け合い 楽しい職場をつくります。
- ◆ 元気に働き 豊かな家庭をつくります。
- ◆ 希望に生き たくましい雄武町民となります。

■ 町民憲章や他の計画との関係 ■





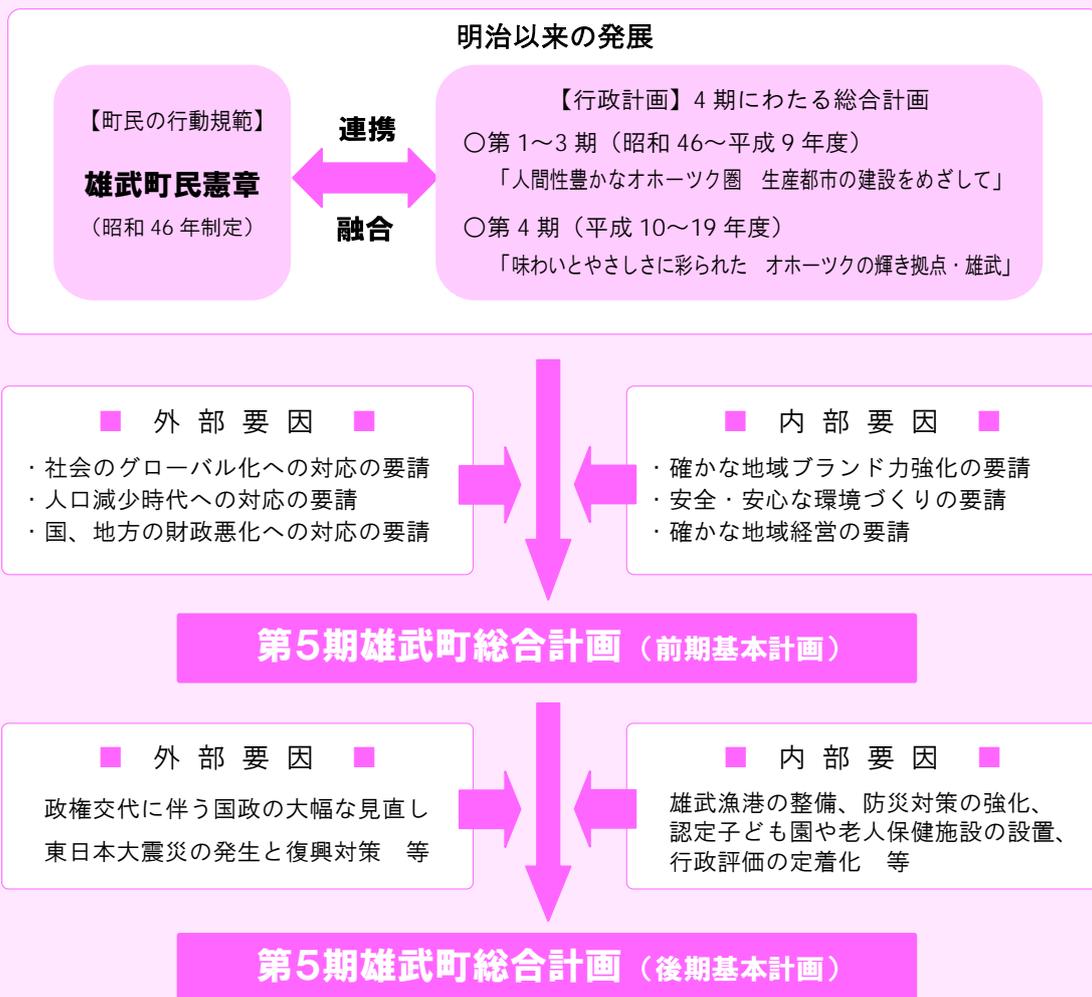
第2章 計画策定の目的

雄武町では、平成20年3月に策定した第5期総合計画基本構想・前期基本計画に基づいてまちづくりを進め、雄武漁港の整備など確かな地域力の基本となる農水産業振興、認定こども園や老人保健施設の設置、防災対策の強化、PDCAサイクルに基づく行政評価の定着化など、ハード・ソフトの両面から着実な成果が得られました。

一方、この間、政権交代、東日本大震災など国民の暮らしに大きな影響を及ぼす出来事も起こるとともに、高度情報化、経済のグローバル化など社会経済の変化が一層加速化しています。

このような中で、前期基本計画の計画期間満了に伴い、新しい後期基本計画を策定し、各分野の政策課題に対応した施策・事業を推進することが必要であり、平成22年度の施策評価や毎年度の事務事業評価、さらには平成23年度に実施した町民アンケート調査結果等をふまえながら、「後期基本計画」を策定します。

第5期総合計画策定の方向（歴史的要因）

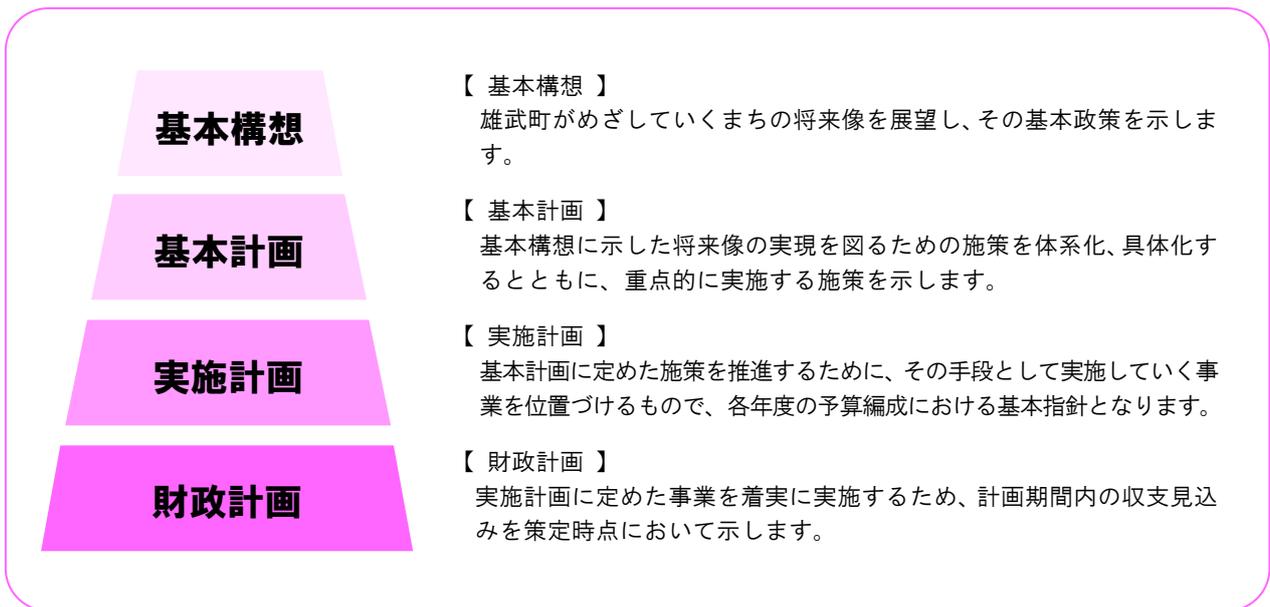


第3章 計画の構成・期間

第5期総合計画は、基本構想、基本計画、実施計画及び財政計画で構成されています。

後期基本計画は、平成20～29年度の10カ年計画である基本構想のもと、平成25～29年度の後期5カ年の施策内容を明らかにするものです。

第5期雄武町総合計画の構成



第5期雄武町総合計画の期間

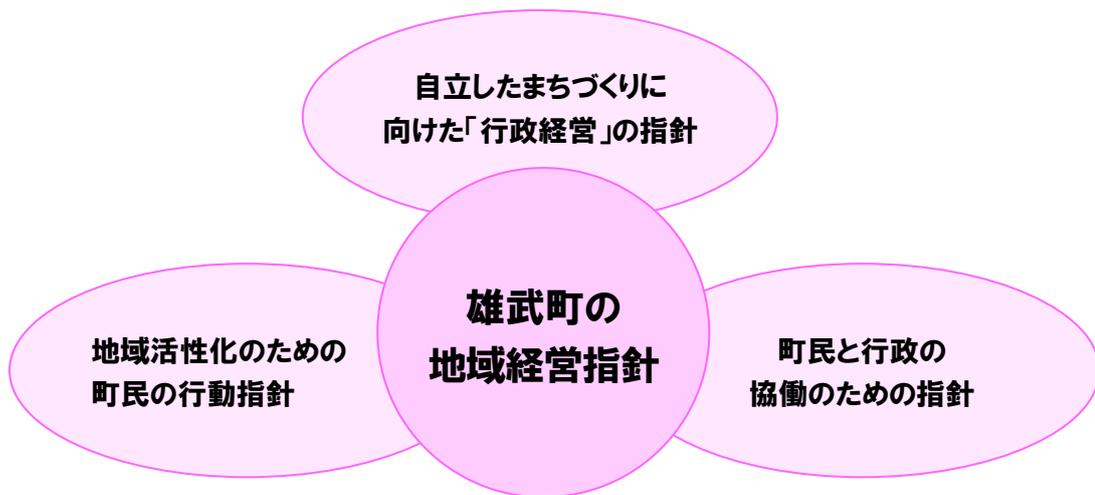
平成（年）	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29
西暦（年）	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017
基本構想 (期間：10年)	→									
基本計画 (期間：5年)	前期基本計画					後期基本計画				
					政策評価 計画改定					
実施計画 (期間：5年)	前期実施計画					後期実施計画				
			施策評価 中間点検		計画改定			施策評価 中間点検		
財政計画 (期間：5年)	前期財政計画					後期財政計画				
			中期見直し		計画改定			中期見直し		



第4章 計画の役割

第5期総合計画は、わが町が「自主・自立のまち」として「確かな地域力」を育んでいくために、町政の基本的方向とそれに基づく具体的施策、事業を体系的に計画する「地域経営指針」で、「自立したまちづくりに向けた“行政経営”の指針」、「地域活性化のための町民の行動指針」、「町民と行政の協働のための指針」という3つの役割を担っています。

■ 総合計画に求められる役割 ■



第5章 町民と行政の協働による計画策定

地域の課題は、行政施策・公共サービスだけでも、また、個人の自助努力だけでも、さらには、地域の協力だけでも、解決することはできません。「自助・共助・公助」を基本理念に、お互いができることを行い、できないことを補いあう「補完性の原則」を尊重し、地域力を強化していくことが必要です。

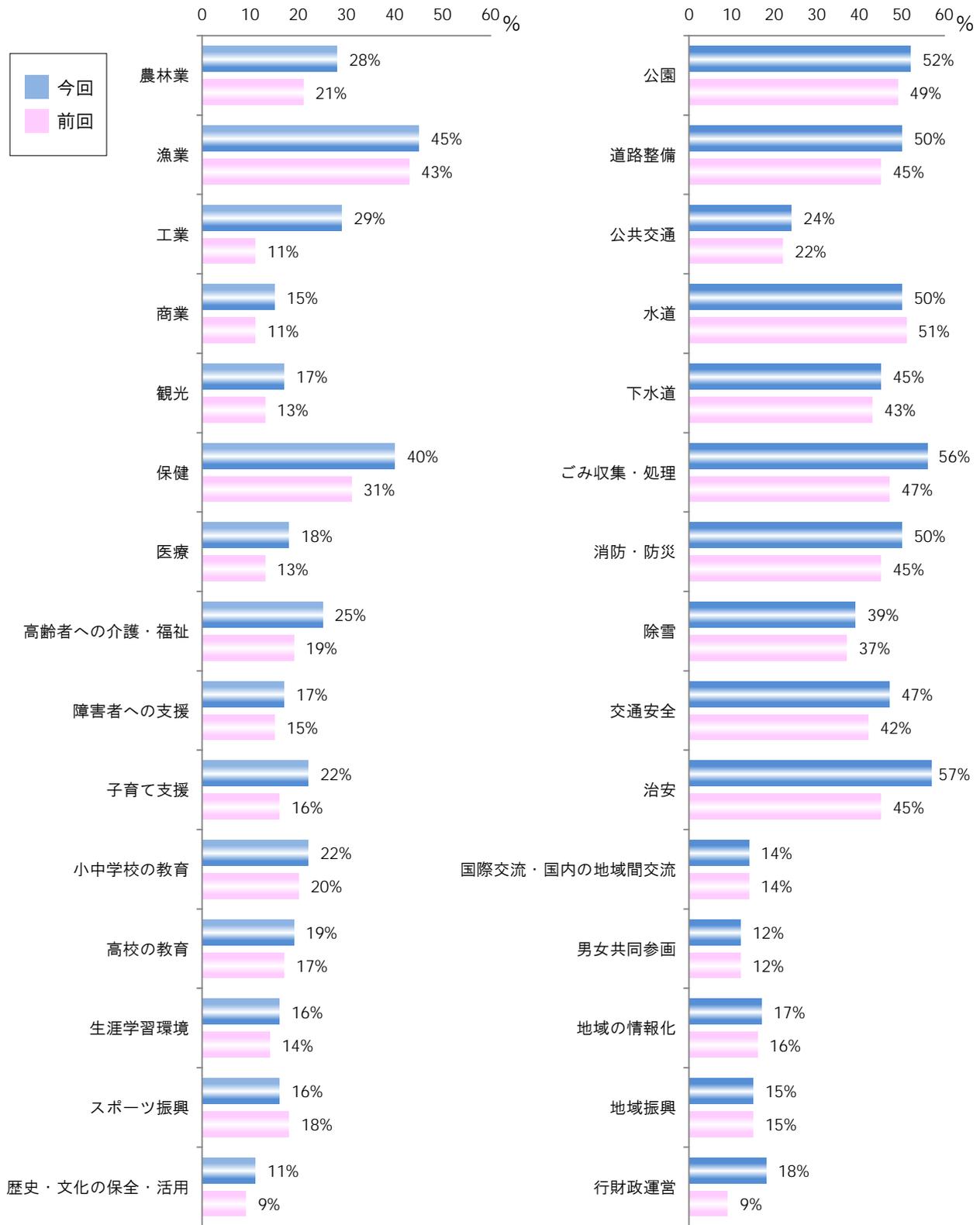
わが町においても、そうした協働のまちづくりの芽が着実に芽吹いており、後期基本計画の策定過程でも、「まちづくりアンケート」を通じた町民ニーズの把握に加え、審議会においてワークショップ方式で施策を検討し、町に対して提言を行うなど、町民と行政の協働による検討・審議を行い、町民意思の反映に努めました。

なお、本後期基本計画は、「議会の議決に付すべき事件を定める条例」(平成17年4月1日施行)に基づき、町政の最高意思決定機関である議会において、議決を行い、計画決定されます。



審議会でのワークショップ（平成24年7月）

【参考】まちづくりアンケートにみる施策分野の満足度



※「満足」「やや満足」「どちらでもない」「やや不満」「不満」のうち、「満足」と「やや満足」の合計値。

資料：「雄武町まちづくりアンケート調査（前期：平成18年12月、後期：平成23年11月）」